

平成30年9月25日

「春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例」の一部改正 都市計画法第34条第11号 区域指定廃止のお知らせ

平成30年9月に「春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例」を一部改正し、公布しました。

この改正により、平成31年4月1日の施行日以降は第34条第11号に基づく区域指定ができなくなります。

既に区域指定を受けている土地は、次のとおり扱います。

既存住宅団地、西宝珠花地区

新たに区域指定を行います。(条例第50条第1項第7号)
建築できる建築物の用途は下表のとおりです。

既存住宅団地	建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物 ただし、同表(い)項第3号から第8号までの建築物 及び長屋を除きます。
西宝珠花地区	建築基準法別表第2(へ)項に掲げる建築物以外の建築物

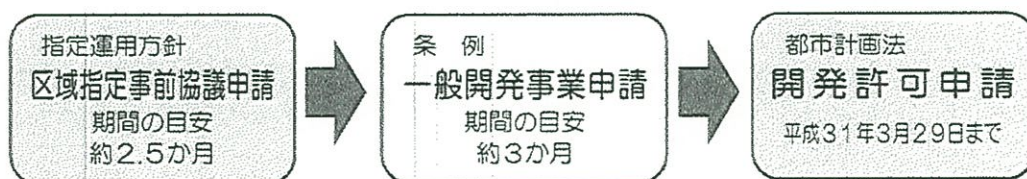
それ以外の区域指定を受けている土地

開発許可済みの土地であるため、区域指定を廃止します。

区域指定による開発行為を検討されている方へ

早めにご相談いただき、平成31年3月29日(金)までに
開発許可申請を行ってください。

なお、開発許可申請の前に、以下の手続きが必要です。



【問い合わせ】 開発調整課 開発調整担当